

嬭恋村農業委員会総会議事録(第18回)

(1) 開催日時 令和3年12月10日(金)開会:午後1時30分閉会:午後2時45分

開催場所:大前活性化センター 1階 ホール

(2) 主席委員の議席番号および氏名(農業委員17名)

農業委員

- 1.千川初枝 2.関喜吉 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次
8.黒岩純一 9.千川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ
14.黒岩広司 15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫

(3) 欠席委員の議席番号及び氏名 欠席なし

(4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 土屋政彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星

(5)提出された議案

第1号議案 あっせんの成立について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 非農地の決定について

第5号議案 農用地売買あっせんの申出について

第6号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について

第7号議案 農用地利用配分計画(案)への意見決定について

第8号議案 その他

(6)会議の概要

事務局 農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は17名です。嬭恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告により始めさせていただきます。

会長 みなさんこんにちは、今日は推進委員の皆様にもご出席いただきました。大変ご苦労様です。12月に入りまして大分朝晩寒くなってきました。農作業の方は一段落して、今一休みという状況下と思いますが来シーズに備えて英気を養っていただければと思います。皆様ご存じかと思いますが、コロナの変異株という事で気をつけていただければと思います。本日は、この秋に行いました農地パトロールの感想と農業者年金の説明という事で、群馬県農業会議より加藤さんがお見えですので後ほどお話をお聞かせいただければと思います。それでは、ただ今より農業委員会を開会いたします。

続きまして、三番の嬭恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第3番号委員岡野芳和委員、第4番号委員下谷彰一委員をお願いいたします。

事務局 会長が議長に就任し、進めさせていただきます。

議 長 それでは協議事項に入りたいと思います。第1号議案「あっせんの成立について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立」1件、案件朗読後説明】

議 長 第1号議案の関係ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

14番委員 先日、あっせん委員会が開かれ決定しました。概ねこの価格で問題ないと思います。

議 長 単価的には㎡あたり454円という事です。

14番委員 畑の傾斜がきつく、相場的には少し安いですが、お互いに納得されているという事でこの価格になりました。問題ないと思います。

議 長 他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。議案第1号についてはあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】については成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】4件事務局説明

1番号 あっせんの成立による所有権移転

2番号から4番号売買による所有権移転

議長 1番号の関係ですが、先程のあっせんの成立による申請ですので、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。本日もタブレットが手元にいっていると思いますので、ご覧下さい。

【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」】1番号につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、2番号から4番号についてどなたかご意見ございますか。

1番委員 2番号と3番号は場所が同じですので一括して説明します。12/2に地元委員と事務局8名で現地確認をしました。場所は〇〇地区の諏訪神社の手前のカーブのあたりです。何年も荒れていた

農地です。2番と3番の所有者は姉妹であり、半分ずつ所有していました。今般、隣接者である譲受人が購入するという事で問題ないと思います。

議長 その他の委員さんのご意見ございますか。なければお諮りします。2番号・3番号については許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。続きまして、4番号についてどなたかご意見ございますか。

14番委員 12/2に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所は〇〇地区の中心地手前から1/3くらの所にある農地です。民家と民家の間に有る農地です。お互いで合意があり、既に育苗ハウスが建っているのですが手続きが遅れてしまいこの度申請に及びました。

議長 既に育苗ハウスが建っているということですか。

14番委員 はい。譲受人の方で農地法の許可を得る事を知らないで育苗ハウスが建築されてしまっていますが、お互いに合意があったという事でこのような事になっております。手続きが遅くなりましたがよろしく願います。

議長 その他の委員さんのご意見ございますか。なければお諮りします。4番号については許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。それでは、4番号につきましては、許可することに決定します。続きまして、【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」】を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農地法第5条の規程による許可申請について」】1件説明
1番号 農振除外が決定したため駐車場用地へ農地転用申請する

議長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

7番委員 この案件は、4月頃農振除外申請の時に地元委員と事務局7名で現地確認をしました。先日、農振除外が決定しましたので申請するという事で特に問題は無いと思います。

議長 タブレットに図面等詳細が掲載されておりますので、参考にして下さい。そのほかの委員のご

質問等ございますか。なければお諮りします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請」】については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、【議案第4号「非農地の決定について」】を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第4号「非農地の決定について」】別添議案説明。
令和3年度の農地パトロール時に非農地が適当であると判断した現況農地201筆198266.52㎡について説明。

議 長 ありがとうございます。昨年度よりは少し減ってきていますが、今年はドローン等により確認できた農地が非農地としてあがってきているという事です。どなたかご意見ございますか。なければお諮りします。議案第4号「非農地の決定」1番から201番について、一括審議します。議案第4号「非農地の決定について」は非農地として決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 【第4号議案「非農地の決定」】については非農地として決定いたします。続きまして、【第5号議案「農用地売買あっせんの申出について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第5号「農用地売買あっせんの申出」7件、案件朗読後説明】

議 長 第5号議案の関係ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

8番委員 この12/2に地元委員と事務局で現地確認をしましたが、雪があり現地まで行けませんでした。場所はバラギ地区の南西部の南側であり、問題ないと思います。

議 長 次の案件どうですか。

11番委員 田代地区の関係3件まとめて説明します。1番目ですが、〇〇スキー場の西側へ1km程進んだ共同トイレの横です。2番目ですが、場所はパノラマ南ルート沿いで旧〇〇食堂より500mほど進んだ左手の農地です。問題ないと思います。

3番目ですが、広川原地区の集荷場が2つありまして、そこから浅間方面へ行ったところです。問題ないと思います。

議 長 続きまして門貝の関係をお願いします。

16番委員 12/3に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所はパイロット造成をしました門貝団地の万座よりの標高の高い畑です。地形もなだらかで、水はけも良さそうですし農地としては良い農地です。問題ないと思います。

議 長 続きまして大笹の関係をお願いします。

7番委員 12/3に地元委員と事務局7名で現地確認をしました。場所はフレッシュセンターから南へ1km程進んだ畑です。筆が何筆かに分かれています問題ないと思います。

議 長 続きまして干俣の関係をお願いします。

8番委員 12/2に地元委員と事務局で現地に向かったのですが雪で現地へたどり着けませんでした。バラギ地区の水の工場から2kmのほぼ西側の畑です。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。位置図についてはタブレットをご確認下さい。その他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。議案第5号について、7件あっせんを受けるという事によろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第5号「農用地売買あっせんの申出について」】7件についてはあっせんを受けの事に決定いたします。あっせん委員会は事務局より説明願います。

事務局 7件それぞれについてあっせん委員の氏名と日時について説明。

議 長 ありがとうございます。続きまして、【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】

農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。新規の集積で、設定するもの6名移転するもの3名、移転する土地49筆、217,645㎡となっております。下から6段目の利用権の設定または移転を受けるものは農地中間管理事

業による設定になります。

議 長 どなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。議案第6号の農用地利用集積計画(案)への意見決定は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、【第7号議案「農用地利用配分計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第7号議案「農用地利用配分計画(案)への意見決定について」】

村長より農用地利用配分計画(案)への意見決定を求められています。農用地利用配分計画(案)に基づき借受希望者に貸し付けた場合、ア、貸付後において周辺の農業上の利用に及びすことが見込まれる影響があるか否か、イ、全ての農用地について適切に耕作し必要な農作業に常時従事する見込みがあるか否か。ウ、借受希望者への農地貸付は適当と認められるか。エ、その他。現に耕作をしているものが耕作を出来なくなったことによる申請となります。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。朗読後説明。

議 長 どなたかご意見等ございますか。

11番委員 所有者本人が怪我をしまして、廃業することになりました。担い手1番目は造園業であり、植木畑として借りるという事で、残りの2人は若手のやる気のある担い手であります。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございました。その他の委員さんのご意見ございますか。よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第7号について、ア、貸付後において周辺の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか否か、は影響はなし。イ、全ての農用地について適切に耕作し必要な農作業に常時従事する見込みがあるか否かは、見込みがある。ウ、借受希望者への農地貸付は適当と認められるかは、適当と認められる。と意見を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号は村長へ意見を回答いたします。続きまして、第8号議案「その他」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第8号「その他」】

- 報告1 制限除外の事業計画について 1件
- 報告2 農地法第18条第6項の規定による通知書 3件
- 報告3 農地転用許可後の工事進捗状況報告について 1件
- 報告4 農地転用許可後の事業完了報告について 2件
- 報告5 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 5件

議長 第8号議案その他の報告をいただきました。その他のその他、ですが、9月から行ってきました農地パトロールですが、皆様にご協力頂きありがとうございました。パトロール結果の感想を推進委員あるいは農業委員の皆様にご発表して頂きたいと思っております。その前に事務局より総括で何かありますか。

事務局 A4横版で大変沢山有り見づらく申し訳ありません。各地区の最後のページに集計が掲載されています。詳細につきましては後ほどご確認ください。パトロール結果の感想ですが、特に干俣地区と東部地区で荒廃化が進んでいるという印象を受けました。特に今井地区では新規発見の荒廃農地が30筆ほどありました。相当集約放棄が進んでいるという印象です。また、今年度からドローン等を使用してパトロールした結果、今まで行けなかった場所等の非農地判断が進んだという事で一定の成果は見られたのかなと感じています。各地区の詳細につきましては、委員の皆様をお願いします。

議長 それでは、各地区ごとにパトロール結果の感想や問題点等ございましたらお願いします。田代地区からお願いします。

田代委員 2反以下の小さい畑が荒れています。原因として考えられるのは地球温暖化で8月でも収穫できるようになり、2毛作ができるため条件の悪い小さな畑は使わなくなってきている。そういった畑を中間管理機構で借り受けていただければ遊休農地解消につながるのではないかと思います。

議長 ありがとうございました。続きまして干俣地区をお願いします。

干俣委員 9/17に農地パトロールを行いました。バラギ地区と村中を中心に見ました。バラギ地区は石と傾斜、湿地帯で中々作り手がない状況です。村中は狭小で湿地帯で耕作条件が悪い畑が荒れている。そんな中、昨年意向調査をした農地が保全管理してあり連絡していただいて良かったと思います。また、バラギ地区も昨年より中間管理事業を利用して北軽井沢の酪農農家に牧草地として貸し付けることができ、きれいになっているので獣対策にもなり良かったと思います。バラギ地区は中々作り手がいなく難しいと思いました。

議長 ありがとうございました。続きまして大笹地区をお願いします。

大笹委員 小池地区はほとんど集団放棄状態で山林化が進んでいる状況です。去年は3件ほど耕作していましたが、今年は1件だけになってしまい、ほとんど耕作していない状況です。砂井地区で去年は荒れていましたが、今年は、耕作してくれているところが有り良かったと思いました。ドローンを使っての画像を見せてもらって山林化している所がこんなに沢山あるのかと改めて感じました。

議 長 ありがとうございます。続きまして大前地区お願いします。

大前委員 はい。大前地区は地元委員2名と事務局3名でパトロールを実施しました。対象が全部で11筆という事で、そんな中、41筆が非農地という事で非常に荒れてきているのが現状です。毎年調査する中で、声はかけているんですが、高齢化も進み鳥獣被害もひどくなってきており、年々荒れてきているのが現状です。

議 長 ありがとうございます。続きまして西窪地区お願いします。

西窪委員 西窪地区は昔ながらの傾斜地や狭小の畑が多くて、大型機械等が入らず後継者不足のため年々荒れてきているように感じました。地区で貸し手はいても借り手がないというのが私の感想です。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして門貝地区お願いします。

門貝委員 10/5に地元委員2名と事務局3名全部で5名で地区内のパトロールを実施しました。やはり先程から意見がでています通り人口減少、地域の高齢化が進み、毎年40筆ほど確認しているが、山林化が進んできている状況です。内容的には耕作条件の悪いところが荒れている状況です。件数的には前年同様となっております。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。三原地区は推進委員の方が欠席ですので私から報告します。

三原委員 三原地区は10/14に推進委員と私と事務局5名で実施しました。東部地区の他地区と同じで、以前から高齢化が進んでいる。今耕作している方が続けてやっていただければ少しでも食い止められるというのが現状です。特に後継者等もないので、声かけ等して荒れないようにしていくというような状況です。

議 長 続きまして鎌原地区お願いします。

鎌原委員 鎌原は10/19にパトロールを実施しました。荒廃農地は例年並みで、耕作出来ない何筆か非農地にしましたが、新たに荒れている農地は少ないように感じました。

議長 ありがとうございます。続きまして芦生田地区をお願いします。

芦生田委員 推進委員が欠席のため農業委員が報告します。10/22に地元委員と事務局でパトロールを実施しました。件数的は例年並みです。芦生田地区はおそらく婦恋村内で一番小さな集落で一番耕地面積も少ない地区です。農地の規模も小さく農業経営が出来る体制ではありませんし専業農家はいません。荒れている農地は、道路の整備がされておらず、規模が狭小で野地、湿地帯、機械化できない条件の悪い畑ばかりです。おそらく今後も増えていくのではないかと思います。そんな中、数人の同級生で今まで空いていた田んぼを再生させようという取組がありました。また、来年も耕作してくれるという事で少しは解消されていくのかなとおもいましたが、芦生田地区の荒廃農地を阻止するという事は農業委員会の問題ではなくて構造的な問題と自分の中では解釈しています。芦生田地区では有効な決定打が無い状況です。以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして袋倉地区をお願いします。

袋倉委員 袋倉地区は11/4に実施しました。内容的には昨年と重複している場所がかなりあり、現状変わらずといった所です。正直なところ来年、再来年も同様な形になっていくのかと思います。担い手がいないのが現状であり、皆で声をかけて解消するレベルではないように思います。以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして今井地区をお願いします。

今井委員 今井地区は先程事務局から今井地区は増えたというお話がありましたが、率直な感想は非常に増えたな、という感想です。特に東平地区は半日くらい歩いて調査できるのではないのかという位集団放棄が増えております。また、今年から新たに耕作をせずに草刈りや保全管理している所も有り、引き続き管理してもらえよう見守っていきたいと思います。

議長 ありがとうございます。毎年荒地が増えてきている状況かとおもいます。何らかの形で、管理保全とか、芦生田地区のように地域に帰ってきた方が少しずつ耕作なりできればと思いますが、各地区色々な問題もあるかと思えます。もし空き地があり、誰か担い手がいれば声かけ等とればと思います。特に東部地区ですね、西部地区はそれほどではないかと思えますが、いずれにしても大変ご苦労様でした。その他ありましたらお願いします。

事務局 ひとつ皆様に追加でお願いがあります。草刈り程度で耕作可能な荒廃農地について今後この農地についてどのようにされるおつもりかという意向調査を毎年行っていましたが、以前は一度意向調査を実施した農地については次の年は出さなかったのですが、今年から農水省の方で毎年実施して下さいとの事になりましたので、全ての農地所有者に対し、意向調査を実施します。回答期限を区切ってお配りさせていただき、未提出の方にはその地区の委員の皆様にご

協力していただき回収したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 草刈り等により耕作可能な荒廃農地について意向調査をなるべく細かくするという事ですので色々お世話になりますがよろしくお願いいたします。その他ありますか。

事務局 推進委員さんに該当するものですが、農用地利用集積計画明細書、利用権設定更新・新規設定手順書というものをお配りさせていただきました。この手順書を参考にして頂きながら利用権設定の更新をお願いするという事でよろしくお願いいたします。

議長 該当する委員の皆様には、手順書を参考にしていただきながら、推進をしていただきたいという事です。よろしくお願いいたします。本日、組合長さんが見えですので農業情勢をお願いします。

2番委員 平素はJAに対しましてご理解ご協力賜りありがとうございます。主要品目のキャベツの販売が終わりました。時給調整等もあり___万ケース程廃棄となりました。相対的に数の方は計画通りであったわけですが、額の方が少なく、昨日農水省に出向き要請して参りました。本来はバランスが崩れる前に対応しないといけないというわけではあります。今後の施策等含めて、農水省と議論して必要があるということで行って参りました。また、JAの方も改革や見直しが必要であると感じており、ご意見等ございましたらご協力をお願いします。

議長 ありがとうございます。次回は、1月11日役場の会議室で13時30分からという事でお願いします。12月は例年ですと各種団体の忘年会とあわせて農業委員会の忘年会を開催しておりましたが、今年はコロナの関係もあり、あるいは各種団体の忘年会も開催しないという事ですので、私ども農業委員会も開催しないという事になりましたのでご報告させていただきます。

事務局 毎年提出していただいておりますが、農業委員会の年間活動報告の提出をお願いします。本日、各種委員報酬の明細をお配りさせていただきました。後ほどご確認下さい。

議長 この後、休憩を挟みまして農業会議の加藤さんより農業者年金制度の説明がございます。よろしくお願いいたします。本日の協議事項は全て終了しました。他に無いようでしたら以上で定例会を閉会します。ご苦労さまでした。午後2時45分閉会

議長

(西窪 充夫) 西窪 充夫

議事録署名人

第3番委員

(岡野 芳和) 岡野 芳和

第4番委員

(下谷 彰一) 下谷 彰一